

■ 令和8年4月以降も同区分の加算を算定する場合

≪提出書類及び提出期限≫

- ・計画書 令和8年4月15日(水)

■ 令和8年4月から新規算定または区分変更をする場合

≪提出書類及び提出期限≫

- ・計画書 令和8年4月15日(水)
- ・体制届、体制状況一覧表 令和8年4月1日(水)

■ 令和8年5月から新規算定または区分変更をする場合

≪提出書類及び提出期限≫

- ・計画書 令和8年4月15日(水)
- ・体制届、体制状況一覧表
 - ※GH、地密特定以外 令和8年4月15日(水)
 - GH、地密特定 令和8年5月1日(金)

■ 令和8年6月に新設されるサービス(居宅介護支援、介護予防支援)のみが所属する事業者

≪提出書類及び提出期限≫

- ・計画書 令和8年6月15日(月)
- ・体制届、体制状況一覧表 令和8年5月15日(金)

■ 6月から加算区分が変更になる場合の体制届、体制状況一覧表

≪提出期限≫

- ・GH、地密特定以外 令和8年5月15日(金)
- ・GH、地密特定 令和8年6月1日(月)

※令和8年度の報酬改定により、6月より介護職員等処遇改善加算が『Ⅰ』や『Ⅱ』の区分から『Ⅰイ』『Ⅱイ』等の区分に変更になりますが、その際、改めて体制届の提出が必要となります。